

西濃用水第三期地区 揖東用水路島樋門撤去実施設計業務

特 別 仕 様 書

東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所

項 目	内 容	備 考														
<p>第1章 総 則 (適用範囲) 第1-1条</p> <p>(目 的) 第1-2条</p> <p>(場 所) 第1-3条</p> <p>(土地への立入り等) 第1-4条</p> <p>(業務概要) 第1-5条</p> <p>(一般事項) 第1-6条</p> <p>(管理技術者) 第1-7条</p> <p>(照査技術者) 第1-8条</p>	<p>本業務の施行に当たっては、農林水産省農村振興局制定「設計業務共通仕様書」(以下「設計共通仕様書」という。)によるほか、同仕様書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。</p> <p>本業務は、揖東用水路島樋門・樋管の撤去に係る実施設計を行うものである。</p> <p>本業務において対象とする揖東用水路は、岐阜県揖斐郡揖斐川町地内であり、別添位置図に示すとおりである。</p> <p>作業実施のための土地の立入り等は、設計共通仕様書第1-16条によるが、発注者の許可無く土地の踏み荒らし、立木伐採等を行った場合の補償は、受注者の責任において処理するものとする。</p> <p>本業務の概要は、次のとおりである。 (1) 島樋門・樋管撤去実施設計 1式</p> <p>業務請負契約書、設計共通仕様書に示す以外の一般事項は、次のとおりである。 (1) 作業実施の順序、方法等は監督職員と密接な連絡を取り、作業の円滑な進捗を図るものとする。 (2) 受注者は常に業務内容を把握し、業務期間中であっても監督職員が資料の提出を求めたときには、速やかにこれに応じるものとする。</p> <p>管理技術者は、設計共通仕様書第1-6条第3項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p> <table border="1" data-bbox="480 1570 1347 1794"> <thead> <tr> <th>資 格</th> <th>技術部門</th> <th>選択科目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">技術士</td> <td>総合技術監理</td> <td>農業-農業土木、農業-農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>農業</td> <td>農業土木、農業農村工学</td> </tr> <tr> <td>博士</td> <td>農学</td> <td></td> </tr> <tr> <td>シビルコンサルティン グマネージャー</td> <td>農業土木</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(1) 照査技術者は、設計共通仕様書第1-7条第2項によるものとし、農業土木技術管理士以外の業務に該当する技術部門・選択科目は次のとおりである。</p>	資 格	技術部門	選択科目	技術士	総合技術監理	農業-農業土木、農業-農業農村工学	農業	農業土木、農業農村工学	博士	農学		シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木		
資 格	技術部門	選択科目														
技術士	総合技術監理	農業-農業土木、農業-農業農村工学														
	農業	農業土木、農業農村工学														
博士	農学															
シビルコンサルティン グマネージャー	農業土木															

項 目	内 容			備 考
<p>(担当技術者) 第 1 - 9 条</p> <p>(配置技術者の確認) 第 1 - 10 条</p> <p>(保険加入) 第 1 - 11 条</p> <p>(技術員等の配置) 第 1 - 12 条</p> <p>第 2 章 作業条件 (作業条件) 第 2 - 1 条</p>	資 格	技術部門	選択科目	
	技術士	総合技術監理	農業 - 農業土木、農業 - 農業農村工学	
		農業	農業土木、農業農村工学	
	博士	農学		
	シビルコンサルティン クマネージャー	農業土木		
	<p>(2) 本業務における照査は、「設計業務照査の手引書 (案)」(以下「照査手引書」という。)に基づき実施する。 また、照査手引書に基づく照査により作成した資料は、設計共通仕様書第 1-7 条第 5 項に規定する報告書に含めて提出するものとする。</p> <p>(3) 設計共通仕様書第 1-7 条第 4 項でいう、監督職員が提示する業務の節目とは、次のとおりとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 基本条件整理段階 2) 細部条件の検討段階 3) 成果品取りまとめ段階 <p>(4) 当該業務の中で照査技術者は、管理技術者を兼務することはできない。</p> <p>担当技術者は、設計共通仕様書第 1-8 条によるものとする。</p> <p>設計共通仕様書第 1-11 条における業務組織計画の作成及び設計共通仕様書第 1-12 条に基づく技術者情報の登録に当たっては、次によるものとする。</p> <p>(1) 受注者は、業務計画書の業務組織計画に配置技術者の所属・役割及び担当する分担業務を明確に記載するものとする。 なお、変更業務計画書において、業務組織計画を変更する際も同様とする。</p> <p>(2) 農業農村整備事業測量調査設計業務情報サービスへの技術者情報の登録は、業務計画書の業務組織計画において位置付けられた技術者を登録対象とする。</p> <p>受注者は、設計共通仕様書第 1-37 条に示されている保険に加入している旨を業務計画書に明示しなければならない。 また、監督職員からの請求があった場合は、保険加入を証明する書類を提示しなければならない。</p> <p>本業務は、現場技術業務の実施要領等について (平成 14 年 2 月 6 日付け 13 農振第 2788 号農林水産省農村振興局長通知) 別紙現場技術業務実施要領に基づく業務において調査等の対象とする業務である。 配置する技術員等の氏名等については、別に通知する。</p> <p>本業務の実施に当たっては、以下の事項に留意して作業を進めるものとする。</p>			

項 目	内 容	備 考																				
<p>(参考図書) 第 2 - 2 条</p> <p>(貸与資料) 第 2 - 3 条</p> <p>(参考図書及び貸与資料の取扱い) 第 2 - 4 条</p> <p>第 3 章 業務内容 (作業項目及び数量) 第 3 - 1 条</p>	<p>(1) 業務の実施に当たっては、事前に作業方法及び具体的な工程計画を立案し、監督職員及び監督職員が指示する者と十分打合せを行い、手戻りのないよう留意しなければならない。</p> <p>(2) 業務に従事するものは、十分な経験を有するものでなければならない。</p> <p>(3) 本業務を実施するに際し、労働安全衛生法等の諸法令等を遵守して行うものとする。</p> <p>(4) 本業務において受注者が原因となり生じた第三者との紛争は、受注者の責任において処理しなければならない。</p> <p>本業務の実施に当たって参考にする図書は、設計共通仕様書第 2-1 条によるほか次の図書とし、これ以外の図書を参考とする場合は監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 770 1327 943"> <thead> <tr> <th>名 称</th> <th>発行所</th> <th>制定 (改定) 年月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>河川構造物の耐震性能照査指針</td> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> <td>令和 2 年 2 月</td> </tr> <tr> <td>河川砂防技術基準</td> <td>国土交通省水管理・国土保全局</td> <td>令和 5 年 10 月</td> </tr> </tbody> </table> <p>本業務の貸与資料は次表のとおりとし、これ以外に必要な資料があるときは監督職員と打ち合わせるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="480 1095 1339 1276"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>貸 与 資 料</th> <th>数 量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">報告書</td> <td>令和 3 年度 西濃用水第三期地区 揖東用水路基本設計業務</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>その他必要となる業務報告書</td> <td>1 式</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>西濃用水第三期地区 環境配慮計画</td> <td>1 式</td> </tr> </tbody> </table> <p>特別仕様書第 2 - 2 条、第 2 - 3 条及び設計共通仕様書に示す参考図書及び貸与資料の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>(1) 参考図書及び貸与資料の記載事項で相互に矛盾がある場合や解釈に疑問が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(2) 参考図書は、業務作業時点の最新版を用い、業務作業中に改定された場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>(3) 貸与資料は原則として、初回打合せ時に一括貸与するものとし、監督職員の請求があった場合のほか、完了検査時に一括して返納しなければならない。</p> <p>(4) 貸与資料は厳重に保管するとともに、本業務により知り得た情報は他には漏らしてはならない。</p> <p>本業務における作業項目、作業内容及び数量は、別紙 1 「作業項目内訳表」に示すとおりである。</p>	名 称	発行所	制定 (改定) 年月	河川構造物の耐震性能照査指針	国土交通省水管理・国土保全局	令和 2 年 2 月	河川砂防技術基準	国土交通省水管理・国土保全局	令和 5 年 10 月	分類	貸 与 資 料	数 量	報告書	令和 3 年度 西濃用水第三期地区 揖東用水路基本設計業務	1 式	その他必要となる業務報告書	1 式	その他	西濃用水第三期地区 環境配慮計画	1 式	
名 称	発行所	制定 (改定) 年月																				
河川構造物の耐震性能照査指針	国土交通省水管理・国土保全局	令和 2 年 2 月																				
河川砂防技術基準	国土交通省水管理・国土保全局	令和 5 年 10 月																				
分類	貸 与 資 料	数 量																				
報告書	令和 3 年度 西濃用水第三期地区 揖東用水路基本設計業務	1 式																				
	その他必要となる業務報告書	1 式																				
その他	西濃用水第三期地区 環境配慮計画	1 式																				

項 目	内 容	備 考
(作業の留意点) 第3-2条	<p>業務の実施に当たって、特に留意する点は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第2-2条、第2-3条及び共通仕様書に示す参考図書、貸与資料並びに受注者が有する資料等を参考にした場合は、その出典を明示するものとする。</p> <p>(2) 作業に必要な地元、関係機関との調整等については、監督職員と十分打合せするものとする。</p> <p>(3) 計算結果等のとりまとめに当たっては、図表等を用いて理解しやすい表現となるよう留意する。</p> <p>(4) 電算機を使用する場合は、計算手法及び出力等の様式について事前に監督職員と打合わせるものとする。</p> <p>(5) 各種検討等に用いる数値等については、その出典を明示するものとする。</p> <p>(6) 河川工作物については、河川基準等に留意した設計に努めること。</p> <p>(7) 設計作業に当たっては、以下に留意するものとする。</p> <p>1) 当該業務で実施するコスト縮減対策の検討作業に関し、検討の視点、施策の提案内容及び比較検討の過程や結果等の成果については、報告書中に「コスト縮減対策」の章を別途設定し、取りまとめるものとする。なお、コスト縮減に関する新技術や新工法等の選定に当たっては、農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)及び新技術情報システム(NETIS)等を積極的に活用しなければならない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農業農村整備民間技術情報データベース(NNTD)については、https://www.nn-techinfo.jp/mdb_web/Mdbtop.doを参照。 ・新技術情報提供システム(NETIS)については、http://www.netis.mlit.go.jp/NetisRev/NewIndex.aspを参照。 <p>2) 事前準備について、埋設物、道路状況、電柱・電線位置等について整理を行うこと。</p> <p>3) 施工計画の検討においては、使用機械、施工手順等を明確にし、図表等を用いて取りまとめること。</p> <p>4) 数量計算に当たっては、「工事工種の体系化」に基づき作成するものとする。</p> <p>なお、「工事工種の体系化」に該当しない工種や用語については、監督職員と協議するものとする。</p> <p>「工事工種の体系化」は、https://www.maff.go.jp/j/nousin/seko/kouzi_kousyu/を参照。</p> <p>5) 概算工事費積算に当たっては、可能な限り公表されている資材・施工単価又は見積徴集によるものとし、客観性の確保に努めること。</p>	
(業務の成果品質確保対策) 第3-3条	<p>契約後業務着手時及び最終打合せ時において、受発注者間の設計方針、条件等の確認の場として、次の会議を設置するので、管理技術者等の受注者代表は、次の事項及び「業務の成果品質確保対策」(農水省WEBサイト)を十分に理解の上、対応するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(業務写真における 黒板情報の電子化) 第3-4条</p>	<p>(1) 業務確認会議 業務着手時に、管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員（主催）及び監督員が、設計方針、条件等の確認を一堂に会して実施することにより、業務の円滑な推進と成果物の品質確保を図るものとする。 受発注者間で確認する事項は次のとおりであり、変更する場合がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 設計条件・前提条件 2) 業務計画の妥当性 3) スケジュール 4) 設計変更内容 5) その他：資材選定チェック、コスト縮減等 <p>(2) 合同現地踏査 管理技術者、担当技術者、事業所長、主任監督員（主催）及び監督員が、必要に応じて合同で現地踏査を行うことにより、設計条件や施工の留意点、関連事業の情報、設計方針の明確化等、情報共有を図るものとする。</p> <p>(3) 照査の確実な実施 業務の最終打合せ時において、成果物のうち照査報告書については、照査を実施した照査技術者自身による報告を原則とする。 また、最終打合せ時以外であっても、必要に応じて、照査技術者自身からの照査報告を実施できるものとする。</p> <p>(4) 当該業務成果による工事発注の際に、別途工事の受発注者が当該工事に対する「工事の施工効率向上対策」（農水省 WEB サイト）による工事円滑化会議及び設計変更確認会議を開催することとしており、同会議に出席要請があった場合には応じるものとする。 なお、出席に必要な経費については、別途契約により対応することとする。</p> <p>(5) 業務確認会議において確認した事項については、打合せ記録簿に記録し、相互に確認するものとする。</p> <p>黒板情報の電子化は、被写体画像の撮影と同時に業務写真における黒板の記載情報の電子的記入を行うことにより、現場撮影の省力化、写真整理の効率化を図るものである。 受注者は、業務契約後に監督職員の承諾を得た上で黒板情報の電子化を行うことができる。黒板情報の電子化を行う場合、受注者は、以下の（1）から（4）によりこれを実施するものとする。</p> <p>(1) 使用する機器・ソフトウェア 受注者は、黒板情報の電子化の導入に必要な機器・ソフトウェア等（以下「機器等」という。）は、電子的記入ができるもので、かつ「電子政府における調達のために参照すべき暗号のリスト（CRYPTREC 暗号リスト）」（URL https://www.cryptrec.go.jp/list.html）に記載する基準を用いた信憑性確認機能（改ざん検知機能）を有するものを使用するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>(公開用成果品の作成) 第3-5条</p> <p>第4章 打合せ (打合せ) 第4-1条</p>	<p>(2) 機器等の導入 1) 黒板情報の電子化に必要な機器等は、受注者が準備するものとする。 2) 受注者は、黒板情報の電子化に必要な機器等を選定し、監督職員の承諾を得なければならない。</p> <p>(3) 黒板情報の電子的記入に関する取扱い 1) 受注者は、(1)の機器等を用いて業務写真を撮影する場合は、被写体と黒板情報を電子画像として同時に記録してもよいこととする。 2) 本業務の業務写真の取扱いは、「電子化写真データの作成要領(案)」によるものとする。 なお、上記1)に示す黒板情報の電子的記入については、「電子化写真データの作成要領(案)6 写真編集等」に示す「写真編集」には該当しないものとする。 3) 黒板情報の電子化を行う場合は、従来型の黒板を併用することはできない。 ただし、高温多湿、粉じん等の現場条件により機器の使用が困難な場合は、この限りではない。 4) 黒板情報の電子化を適用する場合は、従来型の黒板を写し込んだ写真を撮影する必要はない。</p> <p>(4) 写真の納品 受注者は、(3)に示す黒板情報の電子化を行った写真を、業務完了時に発注者へ納品するものとする。 なお、受注者は納品時に URL (https://www.cals.jacic.or.jp/CIM/sharing/index_digital.html) のチェックシステム(信憑性チェックツール)又はチェックシステム(信憑性チェックツール)を搭載した写真管理ソフトウェアを用いて、黒板情報を電子化した写真の信憑性確認を行い、その結果を監督職員へ提出するものとする。</p> <p>(5) 費用 機器等の導入に要する費用は、従来の黒板に代わるものであり、間接調査費に含まれる。</p> <p>本業務の成果品について、個人情報等の公開すべきでない情報が含まれる場合には、監督職員との打合せに基づき、マスキング等の措置を行い、公開用成果品として、別途取りまとめること。</p> <p>設計共通仕様書第1-10条による打合せ時期及び回数については、主として次の段階で行うものとする。なお、揖東用水路島樋門・樋管撤去は中部地方整備局木曾川上流河川事務所への支出委任により工事を実施する計画であることから、打合せには、中部地方整備局木曾川上流河川事務所も出席するものとする。 また、初回及び最終回の打合せには管理技術者が出席するものとする。</p>	

項 目	内 容	備 考
<p>第5章 成果物 (成果物) 第5-1条</p> <p>(成果物の提出先) 第5-2条</p> <p>第6章 契約変更 (契約変更) 第6-1条</p> <p>第7章 定めなき 事項 (定めなき事項) 第7-1条</p>	<p>初 回 作業着手の段階 第2回 中間打合せ (設計条件整理段階) 第3回 中間打合せ (施工計画検討段階) 第4回 中間打合せ (概算工事費検討段階) 最終回 成果品取りまとめ段階</p> <p>なお、業務を適正かつ円滑に実施するために、受注者の業務担当は、業務打合せ記録簿を作成し、上記打合せの都度内容について、監督職員と相互に確認するものとする。</p> <p>成果物を設計共通仕様書第 1-17 条に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。</p> <p>(1) 成果物の電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 正副 2 部 (2) 成果物の出力 1 部 (電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可) (3) 公開用成果品の電子媒体 (CD-R 又は DVD-R) 1 部</p> <p>成果物の提出先は、次のとおりとする。 東海農政局西濃用水第三期農業水利事業所 岐阜県大垣市神田町 1 丁目 1 番地 弘光舎ビル 7 階</p> <p>業務請負契約書第 17 条から第 21 条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 2 章に示す「作業条件」に変更が生じた場合 (2) 第 3 章に示す「作業項目及び数量」に変更が生じた場合 (3) 第 4 章に示す「打合せ回数」に変更が生じた場合 (4) 第 5 章に示す「成果物」に変更が生じた場合 (5) 履行期間の変更が生じた場合 (6) 関係機関協議等により業務計画等に変更が生じた場合 (7) その他</p> <p>この特別仕様書に定めなき事項又はこの業務の実施内容に疑義が生じた場合は、必要に応じて見積提出先担当者と協議するものとする。</p>	

(別紙1)

作業項目内訳表

島樋門・樋管撤去実施設計

作業項目	作業内容	数量	備考
1. 現地調査	実施設計に必要な調査を行う。	1 式	
2. 資料の検討	実施設計のための貸与資料を整理、把握し、課題や実施設計をする上で必要となる事項を取りまとめるとともに、作業計画を樹立する。	1 式	
3. 撤去工法の検討	令和3年度の基本設計業務で検討した施工方法及び仮設計画工法を精査し、比較検討のうえ撤去工法を決定する。なお、島樋管は完全撤去を前提とする。	1 式	
4. 設計図作成	撤去計画平面図、縦断図、断面図及び施工段階別の撤去復旧図を作成する。	1 式	
5. 仮設計画	令和3年度の基本設計業務成果及び本業務の検討を踏まえた上で、仮締切工、仮設進入路工等の主要な仮設工の構造・安定・水理計算を行い、決定した仮設計画について、計画図（平面図、横断図、構造図、施工段階別の仮設図等）を作成する。	1 式	
6. 数量計算	令和3年度の基本設計業務成果及び本業務の検討を踏まえた上で、仮設工、撤去工等の数量について数量算出要領に基づき詳細に算出する。	1 式	
7. 施工計画	令和3年度の基本設計業務成果及び本業務の検討を踏まえた上で、施工順序・方法を踏まえた仮設工事及び撤去工事について詳細な施工計画を作成する。また、それらの工程計画を作成する。	1 式	
8. 概算工事費積算	各工種の単価を作成し、概算工事費を算定する。	1 式	
9. 河川協議資料の作成	河川協議に必要な資料(チェックリストの作成、チェックリスト各項目について説明資料及び丈量図)を作成する。	1 式	
10. 照査	照査計画に基づき、業務の節目毎に照査を実施し、照査報告書の作成を行う。	1 式	
11. 点検取りまとめ	各作業項目の成果物の点検、取りまとめ及び報告書の作成を行う。	1 式	